

## 「もったいない・いわて3R運動」推進会議設置要綱

(設置)

**第1** 本県における循環型社会の実現を目指して、一般廃棄物処理行政及び産業廃棄物処理行政を所管する県及び市町村等が連携・協力しながら、「もったいない・いわて3R運動」を推進することを目的として、「もったいない・いわて3R運動」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(用語)

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。
- (2) 3R 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）をいう。
- (3) 「もったいない・いわて3R運動」 「もったいない」という知恵に即し、廃棄物の発生抑制を優先する3Rを基調としたライフスタイルやビジネススタイルへの転換やそれらの促進についての、県民、事業者、市町村、県などのそれぞれの主体の役割に応じた取組と各主体間のパートナーシップの形成を推進するための県民運動をいう。

(協議事項)

**第3** 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 「もったいない・いわて3R運動」の運動方針に関すること。
- (2) その他「もったいない・いわて3R運動」の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

**第4** 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市町村、広域連合及び一部事務組合の廃棄物担当の課等
- (2) 岩手県市町村清掃協議会事務局
- (3) 岩手県環境生活部資源循環推進課

**第5** 推進会議の事務局は、岩手県環境生活部資源循環推進課が行う。

(補則)

**第6** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。